

お知らせ

日台特許審査ハイウェイについて

<はじめに>

4月11日、当協会と亜東関係協会との間で日台特許審査ハイウェイに関する覚書に関し、大橋光夫・当協会会長と廖了以・亜東関係協会会長との間で署名が実施され、5月1日より、日台間で、特許審査ハイウェイ (PPH) の試行プログラムが開始されました。

台湾は日本にとって緊密な経済関係を有する重要な地域であり、例えば、2011年の日台間の貿易総額は約704億米ドルであり、貿易相手として、中国、米国、韓国に次ぎ4番手になります。また、現在台湾進出が中国への進出ルートとしても、日本、台湾の双方で多く取り上げられております。このような中始まりました、新たなビジネス上のツールであります特許審査ハイウェイについて、本稿で紹介致します。



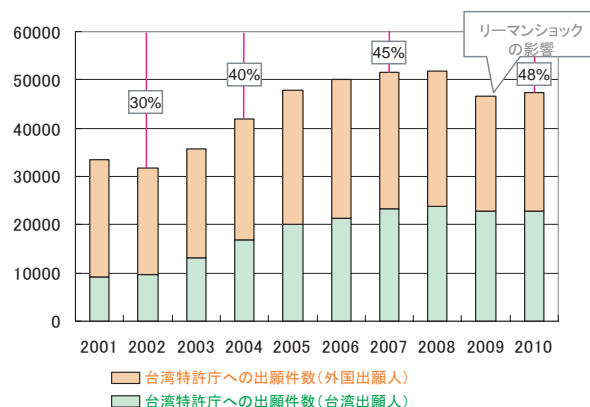
日台特許審査ハイウェイの覚書署名

<台湾における知的財産の状況>

日本からの海外特許出願のうち、台湾への出願件数は米国、中国、欧州、韓国に次いで5番手となっており、日本から台湾への特許出願件数は、約11,800件(2011年)となっています。

台湾出願人の出願件数が近年増加する中、日本出願人による出願は台湾の20%を超え、日本企業が台湾を重要視していることがうかがえます。

また、台湾から日本への特許出願件数は、約1,300件となっており、米国、中国に次いで、多く出願がされています。このように日台双方において、知的財産に関しても、非常に密接な関係を有していることがわかります。



台湾における特許出願の推移

<特許審査ハイウェイ>

特許審査ハイウェイとは、第1庁(先に出願を行った特許庁)で特許可能と判断された発明を有する出願について、出願人の申請により、第2庁(第1庁に続いて出願を行った特許庁)において簡易

な手続で早期審査が受けられるようにする枠組になります。そのため、日本企業は、日本特許庁での審査結果を報告することなどを条件に台湾特許庁（智慧財産局）に特許審査ハイウェイの申請を行うことで、現在通常の案件では審査着手に40ヶ月程度待たされるのに対し、これまでの加速審査制度¹での応答期間よりも短い1.1ヶ月という短期間で結果を得ることが可能になります。

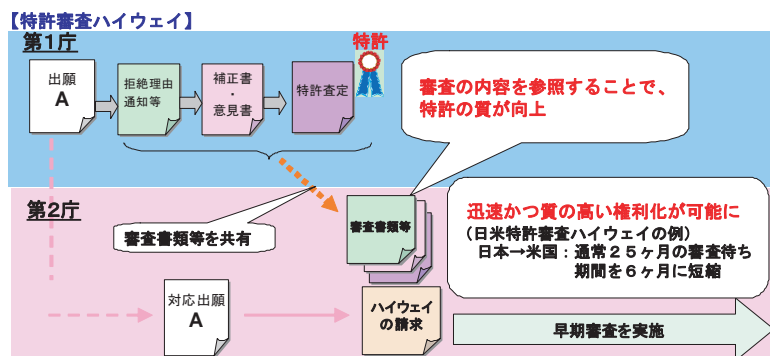
特許審査ハイウェイを利用した場合、既に第1庁で特許権として認められたものが、第2庁で審査が行われるため、第2庁での審査負担が大幅に軽減され、審査の手続回数²が減少することが多く、代理人手数料や翻訳費用が削減される可能性があるという利点もあります。加えて、特許権として認められる可能性が大幅に増加することがこれまでの他の国・機関とのハイウェイの実績³からも認められています。そのため審査順番待ち期間も短縮され、世界中で短期間に効率的に権利を取得するという出願人のニーズにもマッチします。

<日台特許審査ハイウェイへの期待>

日台特許審査ハイウェイの実施により、日台双方の出願人にとっては相手方区域における特許権の迅速かつ安定した取得が可能になると共に、各特許庁にとっては第1庁の先行技術調査と審査結果を活用することで、審査の負担を軽減し質の向上を図ることが出来ます。

本ハイウェイ制度は、日台間の特許権取得の促進、ひいては日台経済関係の更なる発展につながるという意味で重要になります。日本は、台湾も含め既に23の国・機関と特許審査ハイウェイを実施しており、日台特許審査ハイウェイの開始により、日本からの海外特許出願の9割以上について特許審査ハイウェイの利用が可能となります。このことは、日本企業の海外展開において鍵となる特許権を早期に世界中の各国で取得するための枠組みが更に強化されるという点でも大きな意味を持ちます。

ビジネスのグローバル化が進む中、ビジネスの基礎となり、また攻撃・防御のツールとなり得る特許権を迅速且つ確実に取得することで、海外展開の一助につながるものと期待されます。



¹ 加速審査制度とは、外国特許庁で特許査定を受ける等の条件を満たす場合に、優先的に審査を受けることができる制度であり、その応答期間は数ヶ月程度。

² <米国特許商標庁における平均手続回数>
2010年12月末時点 1.9回（PPH案件） 2.4回（全出願）

³ <日米特許審査ハイウェイの最終特許査定率>
後続特許庁が米国特許商標庁の場合 92%（PPH案件） 46%（全出願）
後続特許庁が日本特許庁の場合 64%（PPH案件） 41%（全出願）